

**江東区こども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）
【改定版素案】について****1 改定版素案の概要****（1）計画改定の趣旨（P1）**

令和 2 年 3 月に策定した「江東区こども・子育て支援事業計画」について、策定時の需要量の見込みと現状が大きく乖離している場合は、子ども・子育て支援法及び国が定める基本指針により、計画の中間年（令和 4 年度）を目安として計画の見直しを行うこととされている。

今回の見直しにあたり、本区 0 歳～4 歳の人口実績値が計画策定時の推計値と大きく乖離が生じているため、こども・子育て支援事業計画における年少人口の補正推計を実施し、一部事業について「量の見込み」と「確保方策」の見直しを行った。

（2）計画改定の方法（P2）

ア 「教育・保育事業」について、令和 3 年 4 月 1 日時点の「給付認定区分（1 号認定～3 号認定）」ごとの給付認定実績が、計画における「量の見込み」（ニーズ量）よりも 10%以上乖離がある場合には改定を行う。

イ 「教育・保育事業」について、令和 3 年 4 月 1 日時点の「給付認定区分（1 号認定～3 号認定）」ごとの給付認定実績が、計画における「量の見込み」（ニーズ量）よりも 10% 以上乖離がない場合でも、0 歳～14 歳の年少人口の補正推計を反映させた改定を行う。

ウ 「地域子ども・子育て支援事業（13 事業）」について、実績値が計画における「量の見込み」（ニーズ量）よりも 10%以上の乖離が有るか無いかにかかわらず、0 歳～14 歳の年少人口の補正推計に影響を受ける事業については改定を行う。

エ 「地域子ども・子育て支援事業（13 事業）」について、実績値が計画における「量の見込み」（ニーズ量）よりも 10%以上乖離がない場合、また

は、10%以上乖離がある場合でも、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後のニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度の中間の見直しが必要かどうかの判断ができない場合は改定は行わない。

（3）事業別改定内容等(P9)

各事業別の「量の見込み」と「実績値」の状況や改定の有無等を記述。

ア 教育・保育事業(P9)

・教育・保育事業について改定を行う。

イ 地域子ども・子育て支援事業(P32)

・地域子ども・子育て支援事業のうち、乳児家庭全戸訪問事業（新生児・産婦訪問指導事業）、妊婦健康診査については改定を行う。

（4）資料編

ア 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(P48)

イ 用語説明（P55）

2 今後のスケジュール

- 令和5年1月 令和4年度第3回子ども・子育て会議
改定計画（案）について委員の意見聴取
- 令和5年1月
区のホームページにおいて意見聴取を実施
- 令和5年2月 令和4年度第4回子ども・子育て会議
改定計画（案）を策定
- 令和5年3月 令和5年第一回区議会定例会厚生委員会
江東区こども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
【改定版案】を報告

3 その他

待機児童ゼロ達成後の保育政策について、今後の方向性を検討するにあたり、現状の課題の整理を行う。